

解体・改修工事等の件数

1 労働安全衛生法令における石綿に関する届出件数

11,906 件（平成 29 年）

注：労働安全衛生規則第 90 条第 5 号の 2 及び石綿障害予防規則第 5 条に基づく届出の合計件数。

2 リフォーム・リニューアル工事

計 9,784,782 件（平成 28 年度全数推計）

増築	25,822 件
一部改築	69,742 件
改装・改修、維持・修理	9,689,218 件

出典：国土交通省総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」（平成 29 年 6 月 30 日）

3 建設リサイクル法（※1）に基づく届出等件数

建築物に係る解体工事 199,716 件（※2）

建築物に係る修繕・模様替工事等 28,361 件（※3）

※1：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※2：平成 29 年度における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 1 号のもの。建設リサイクル法第 10 条に基づく届出件数及び第 11 条の通知件数の合計。解体工事に係る部分の床面積が 80 m²以上のもの。※3：平成 29 年度における建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号のもの合計。建設リサイクル法第 10 条に基づく届出件数及び第 11 条の通知件数の合計。請負金額 1 億円相当以上の修繕・模様替工事のほか、500 m²以上の新築・増築工事が含まれる。